

生活保護の「通院交通費」 保護課：「担当者の知識不足」「不適切対応改める」

1月31日に市議会保健病院委員会が開かれ、生健会北九州市ブロックが陳情した「生活保護の通院交通費（移送費）などについて、適切な助言・指導を求める陳情」が審議されました。

生活保護費には通院費が含まれていません。通院費を負担すればその分、食費などを削らなければなりません。そのため生活保護法では、通院移送費を支給することになっています。

口頭陳情は門司生健会の波田千賀子会長が行いました。（全文は裏面に掲載）

●田中光明議員（共産党）：保護課はその人が通院することを知らずの立場にあるのだから、移送費が出せることを知らせるべきではないか。

◆保護課長：ケースワーカーの研修、定期の監査、課長会議等で、ケースワーカーの対応について、周知していきたい。

●田中議員：ケースワーカーの不適切な発言がしばしば見られる。受給者を傷つけるような不適切な発言もあるので、徹底して欲しい。

◆保護課長：口頭陳情で述べられた例は不適切な対応だと思われる。課長会議もあるので、周知徹底したい。研修等の機会にきちんと説明するように指導したい。

●村上聡子議員（一人会派）：陳情のあったケースについて、そういう対応になった理由を聞きたい。

◆保護課長：一例目については、担当者の知識不足かと思われる。係長の発言も不適切と思う。二例目については、基本は申請主義だが、高齢者等で理解が難しいような方については、より丁寧な助言をするよう指導していきたい。



正規と非正規との不合理な格差は禁止です

正規と非正規の待遇 同一労働同一賃金のガイドライン		
差があってもはならない	手当 ◆時間外労働、深夜労働、休日労働の手当 ◆食費の負担補助手当 ◆通勤手当・出張手当 ◆単身赴任手当、地域手当	福利厚生 ◆福利厚生施設や社宅の利用 ◆慶弔休暇、健康診断時の勤務免除
	基本給 能力・経験が同じ場合は同一基本給	ボーナス 貢献が同じ場合は同一のボーナス
差もものが良い	能力又は経験に一定の違いがある場合は、その違いに応じた基本給を支給	会社の業績への貢献に一定の違いがある場合は、その違いに応じたボーナスを支給

先日、大阪高裁は郵便局で働く非正規労働者への差別待遇に対して、年末年始勤務手当、住居手当、有給の病欠休暇、夏期冬期休暇を付与しないことは、不合理な格差であると認める判決を下しました。

この判決の根拠になったのが、雇用期間を理由とした不合理な待遇差を禁止している労働契約法 20 条です。法 20 条は、①仕事の内容②配置が変わる範囲③その他の事情を考慮して不合理と認められるものは違法としています。

小倉生健会
生活と健康を守る
一人はみんなのために、みんなは一人のために



生健会北九ブロックが、北九州市保護課と「懇談」 保護費引下げ撤回・・・保護課：「本市としては国に要望しない」

生活と健康を守る会の北九州ブロック協議会が提出した「制度運用の改善などを求める要望書」への回答書を受けて、1月21日、市保護課担当係長との「懇談」を行いました。

＜保護費の引下げ撤回を国に要望して＞

●生健会：生活保護基準の引き下げを行わないように国に要望して。北九州市民から「下げないで欲しい」との意見がでていることは国に伝えて欲しい。

◆保護課：本市としては、生活保護基準の見直しを中止するよう国に要望することは考えていない。

☆（小倉生健会のコメント：市民の声を国に届けたい。まさに、国、言いなり）。

＜保護変更通知を分かりやすくして＞

●生健会：（昨年、議会陳情をして見直すとの回答があった件）生活保護変更決定通知書の内容をわかりやすく改善して。

通知書は何が書いてあるかさっぱり分からないし、担当職員に聞いてもさっぱり要領を得ない。説明できないという職員もいる。4月から分かりやすいものに見直すというが、どういうものになるのか教えて欲しい。



市保護課（左側）と懇談する生健会北九州ブロック

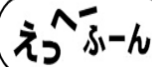
◆保護課：一応の見直し案はできているが、ここで示すことはできない。

☆（小倉生健会のコメント：北九州市には、当事者の声を聞く姿勢が全くありません。「ひどい」です）。

＜財布の中身の調査をやめて＞

●生健会：年1度の資産申告書の強要はやめて。人権侵害の現金の確認や通帳の提出はやめて。「通帳を見せろ」「現金はいくらあるか」等と聞かれ、財布のお金も出して見せる例が多い。

◆保護課：資産申告提出は国の指示によるもの。通帳を見せろ、財布の中身を見せろというようなことは、言わないように指導している。



自動車業界の自民党献金 わずか3億円の献金で 1320億円(400倍以上)の恩恵(2017年)

莫大な利益を上げている自動車業界全体にとっての3億円は「はした金」。これを自民党に献金することで、自動車税関連だけでも1320億円の減税を受け、売上げを大いに伸ばしました。

自民党はTPPなどで、日本の農業と食料自給率を破壊してまで自動車の輸出を優遇しました。

財界は、企業の利益に応じて支払う法人税の減税。さらには、法人税減税の穴埋めに消費税増税を求めています。

政治献金は、まさに「買収」であり、主権者である国民の意思を政治に反映することを歪めるものです。

細川内閣が、「政治改革」と称して企業献金をやめて政党助成金を決めましたが、右手で政党助成金(24年間で7586億円)、左手で企業献金を受け取る政治がまかり通っています。

3億円の内訳は、トヨタ6440万円、日産3700万円、スバル3060万円、ホンダ2500万円、三菱1940万円、マツダ100万円・・・など、1社の負担はわずかです。こんな「はした金」で政治を歪めている自民党に大きな怒りを感じます。

通院費がかさみ

「何日も、おにぎりだけで過ごした」

波田千賀子門司生健会会長が行った口頭陳情は、次のとおりです

通院移送費について門司区での2例をお話しします。

■<Tさんの場合>

Tさんは、平成26年4月に乳癌の手術を受けました。その後、医療センターに放射線治療の為25回通院しました。その折、福祉のケースワーカーではなく、病院の受付の事務の方が、「交通費がでますよ」と書類をくれました。それを当時のケースワーカーに渡すと、「はい」と手続きしてくれ、2か月間交通費が支給されました。

Tさんは、平成29年12月、心臓カテーテルを施行し、僧房弁閉鎖不全症、三詮閉鎖不全症の診断があり、翌年1月10日に手術を受けました。2月1日に退院し、担当ケースワーカーに交通費についての相談をしたところ、「それは乗る前に、バス、タクシーにのりますよと言わなければ、でませんよ」と言われました。Tさんは、この言葉で、交通費はでないと思ったそうです。

家から医療センターまでは自家用車なら片道40分、門司メデイカルセンターまでは片道10分以上かかります。術後、具合が悪い時はタクシーなどで通院し、タクシー代がかさみ「何日もおにぎりだけで過ごした」そうです。Tさんが2月に相談したとき、ケースワーカーは交通費の申請を助言すべきではなかったのでしょうか？

その後、2月1日付けで身体障害者1級の手帳が交付される通知がきていたにもかかわらず、手帳をもらったのは、10月にはいつからでした。

Tさんと私は、保護課の担当者と面談し、メディカルセンターと医療センターの通院実績の過去4年分である60か月分の書類をもって、移送費（交通費）の請求を行いました。しばらくして、私が電話で移送費の件を保護課に問い合わせると、係長は、「通常月1回ぐらいの通院は保護費の中でまかなうようになっている」と言いました。わたしは、「その文言は法律のどこにかいてあるのか教えてほしい」と尋ねました。しばらくすると保護課から「おって訂正します」との返事がありました。

その後、通院移送費が支給されました。Tさんは、「保護課は市民が困って相談したその時に、親身になって話を聞いてほしかった」といわれています。

■<Iさんの場合>

門司区のIさんは、94歳の女性で一人暮らしです。12月24日に「困っている」と聞いたので訪問したところ、今起き上がれないので、ドアを開けられないとのことでした。アパートの隣人に鍵を開けてもらい、Iさんに久しぶりに面会できました。12月18日に心臓の病院を受診した翌日に右胸を打撲し、痛みを訴えていました。

思うように体が動かず、腰に初期の褥瘡があり、座り胼胝もみられました。私は、担当のケアマネさんとも相談の上、12月25日にIさんに付き添ってタクシーで病院を受診しました。バス停まで歩くのも困難だったためです。Iさんは、これまでも病院に、月に数回は自費でタクシーを利用し受診してきたため、在宅での暮らしは非常に困難をきわめています。平成26年9月26日に生活保護を申請した時の、私の相談記録には次の記述がありました。

Iさんが「病院や区役所に行くのに、手押し車を押してやっと歩行する状態で、バスにもものれず、タクシー代はどうなるのですか？」と聞くと、「決定後申請書を出します」との区役所職員の返事が記録されています。しかしながら、保護決定後、今日まで保護課からは何らの援助もありませんでした。定期的な訪問の際に、Iさんの状態を見ているのですからIさんが、バスにひとりで乗れないことは生活保護の申請時からわかっているはずですが。

現在、在宅での一人暮らしは無理があるので施設入所を家族と検討しているところですが、あらためて26年9月に遡って通院移送費の申請を保護課に申し入れたところですが。通院移送費について、適正に指導援助をおこなっていただくよう改善を求めます。

北九州市 生活保護費

食費は1食 350円

北九州市の75歳以上の単身者の家賃と冬期加算(灯油代)を含む生活保護費は10万2600円。Aさんの場合、食費は3万1478円。これで、どうやって生活するの？

生活保護では、テレビや冷蔵庫が壊れた時は、食費などを削って購入しなければなりません。(八幡生健会より)

食費は1食 350円

生活保護費(家賃含む)	102,600
表の合計	-71,122
差額が食費	31,478
1食あたりの食費	350

八幡生健会のAさん84歳の食費以外の最低必要な経費

費目	金額	備考
電気代	6,980	
ガス代	4,915	
水道代	1,860	
電話代	6,949	携帯電話
町内会費	700	
洗濯・台所洗剤・ゴミ袋	960	平均
バス代	3,040	買物・役所など
紙おむつ	2,708	紙おむつ・尿パット
デイサービス月4回	2,480	給食1回500円・おやつ代120円
灯油代	3,400	1缶配達料込み1700円、月2缶。冬場のみ灯油代(冬期加算2580円)
日曜新聞	2,130	週刊新聞・TVガイド
守る会会費・新聞代	1,400	
美容	1,000	カットのみ月1回
雑費	3,600	靴下・タオル・石けん・ちり紙・トイレトペーパー・茶の葉など
家賃	29,000	北九州市の家賃の上限は1人住まいで29000円
合計	71,122	